

|   |   |         |       |       |          |
|---|---|---------|-------|-------|----------|
| " |   |         | 第三十二回 | 五億円   | 九十四円四十七銭 |
| " |   |         | 第三十五回 | 百億円   | 九十四円四十銭  |
| " |   |         | "     | 三十億円  | 九十四円四十二銭 |
| " |   |         | "     | 四十億円  | 九十四円四十五銭 |
| " |   |         | 第三十八回 | 三億円   | 九十七円二十五銭 |
| " |   |         | "     | 三十億円  | 九十七円三十銭  |
| " |   |         | 第三十九回 | 四十七億円 | 九十九円三十五銭 |
| " |   |         | 第四十回  | 一億円   | 百円二十八銭   |
| " |   |         | 第四十三回 | 三十億円  | 九十九円三十四銭 |
| " |   |         | "     | 百億円   | 九十九円四十銭  |
| " |   |         | 第四十四回 | 三十八億円 | 九十八円八十九銭 |
| " |   |         | 第四十六回 | 五十億円  | 百円十銭     |
| " |   |         | "     | 六十億円  | 百円二十五銭   |
| " |   |         | "     | 五十億円  | 百円二十九銭   |
| " |   |         | "     | 七十億円  | 百円三十五銭   |
| " |   |         | 第四十八回 | 五十億円  | 百円二十四銭   |
| " |   |         | "     | 三億円   | 百円二十五銭   |
| " |   |         | "     | 五十億円  | 百円三十四銭   |
| " |   |         | "     | 二十五億円 | 百円三十九銭   |
| " |   |         | "     | 五億円   | 百円四十銭    |
| " |   |         | "     | 三十億円  | 百円四十四銭   |
| " |   |         | "     | 百一億円  | 百円四十五銭   |
| " |   |         | "     | 二十億円  | 百円四十七銭   |
| 合 | 計 | 一千二百一億円 |       |       |          |

○経済産業省告示第二百七十四号  
 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四号)第三條の規定に基づき、繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
 平成二十一年八月二十八日

繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示

経済産業大臣 二階 俊博

繊維製品品質表示規程(平成九年通商産業省告示第五百五十八号)の一部を次のように改正する。  
 第二條第四項中「6・2に規定するはつ水度」を「7・2に規定するはつ水度」に、「二点以上」を「二級以上」に改め、同項第一号中「5・2a)を「6・2・1c)」に、「6・2」を「7・2」に改

め、同項第二号中「5・2b)を「6・2・2a)に、「ドライクリーニング処理」を「A法(パークロエチレン法)によるドライクリーニング処理(以下「パークロエチレン法ドライクリーニング処理」という。))」に、「6・2」を「7・2」に改め、同項に次の一号を加える。  
 三 同規格の6・2・2b)に規定するB法(石油系法)によるドライクリーニング処理(以下「石油系法ドライクリーニング処理」という。))を三回繰り返したのち、同規格の7・2に規定する方法により行う試験  
 第七條の二第二項中「二点未満」を「二級未満」に改め、当該試験の水洗い処理又はドライクリーニング処理の下に、「パークロエチレン法ドライクリーニング処理又は石油系法ドライクリーニング処理」を加え、「二点以上であるものについては、二級以上であるものについては、それぞれ」に改める。

別表第二中

|          |          |
|----------|----------|
| ポリクリール繊維 | 三・〇パーセント |
| ガラス繊維    | 〇・〇パーセント |

を

|          |          |
|----------|----------|
| ポリクリール繊維 | 三・〇パーセント |
| ポリ乳酸繊維   | 〇・五パーセント |
| ガラス繊維    | 〇・〇パーセント |

に改める。

別表第三第二号中「その他のファッションガードメント」の下に、「及びショーツ、キャミソールその他の装飾下着」を加え、同表第四号から第六号までを削り、同表第七号中「レース生地を使用して」を「レース生地及びレース生地を使用して」に、「(第四号及び第五号に掲げるものを除く。))」を「(手工程製品を含む。))」に改め、同号を同表第四号とし、同表第八号から第十号までを三号ずつ繰り上げ、同表第十一号中「紡毛式の糸」を「紡毛式又は空紡式の糸」に、「第十九号」を「第十六号」に改め、同号を同表第八号とし、同号の次に次の一号を加える。  
 八の二 屑糸、ノイル又は反毛を原料として製造した詰物  
 別表第三中第十一号から第十七号までの規定中「第十九号」を、「第十六号」に改め、第十二号を第九号とし、第十三号から第二十一号までを三号ずつ繰り上げる。

別表第四第一号中の「紡毛式の糸」を「紡毛式又は空紡式の糸」に改める。  
 別表第六中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とする。  
 別表第七を次のように改める。  
 別表第七(第七條の二關係)

|  |                                       |
|--|---------------------------------------|
| 一 日本工業規格L〇二二七の2・2の表1(洗い方(水洗い))の番号一〇七の取扱い絵表示  | 水洗い処理                                 |
| 二 日本工業規格L〇二二七の2・2の表4(ドライクリーニング)の番号四〇一の取扱い絵表示 | 石油系法ドライクリーニング処理                       |
| 三 日本工業規格L〇二二七の2・2の表4(ドライクリーニング)の番号四〇二の取扱い絵表示 | パークロエチレン法ドライクリーニング処理                  |
| 四 日本工業規格L〇二二七の2・2の表4(ドライクリーニング)の番号四〇三の取扱い絵表示 | パークロエチレン法ドライクリーニング処理及び石油系法ドライクリーニング処理 |

附則

1 この告示は、平成二十二年九月一日から施行する。  
 2 この告示の施行前に、この告示による改正前の繊維製品品質表示規程の規定に基づく表示をした繊維製品については、その表示をこの告示による改正後の繊維製品品質表示規程の規定に基づくものとみなす。